

令和４年長浜市議会定例会
令和４年１２月定例会議会
提案議案概要

１１月１８日送付

３６議案

- ・補正予算 ７議案
- ・条例 １３議案
- ・その他議案 １６議案

補正予算関係

<u>議案第 100 号 令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 10 号）</u>
<u>議案第 101 号 令和 4 年度長浜市一般会計補正予算（第 11 号）</u>
<u>議案第 102 号 令和 4 年度長浜市国民健康保険特別会計（直診勘定）補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 103 号 令和 4 年度長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 104 号 令和 4 年度長浜市病院事業会計補正予算（第 3 号）</u>
<u>議案第 105 号 令和 4 年度長浜市老人保健施設事業会計補正予算（第 2 号）</u>
<u>議案第 106 号 令和 4 年度長浜市公共下水道事業会計補正予算（第 1 号）</u>

条例関係

所管課	内 容
総務課	<u>議案第 107 号 長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定について</u> 個人情報の保護に関する法律（以下「法」という。）の地方自治体に係る改正規定が、令和 5 年 4 月 1 日に施行されることに伴い、個人情報の保護に関する規律が国の運用に一元化されることから、本市条例を制定するとともに、長浜市個人情報保護条例（以下「旧条例」という。）を廃止します。 【主な制定内容】 法からの委任事項及び法の範囲内での独自規定のみを規定する。 (1) 個人情報取扱事務登録簿の作成及び公表 旧条例と同様に、作成及び公表を義務付ける規定を設ける。 (2) 開示決定等の期限に関する特例 法では、各種の請求に対する決定期限が 30 日以内とされているが、特例として旧条例と同じ期限を規定する。 (例：開示請求は請求のあった日から 14 日以内) (3) 開示請求に係る手数料等 現行と同じ交付費用を長浜市手数料条例に規定する。 (例：A4 白黒 1 枚 10 円) (4) 長浜市情報公開・個人情報保護審査会への諮問 審査会を設置し、諮問できる項目を規定する。 (5) 運用状況の公表 旧条例と同様に、個人情報保護制度の運用状況を公表する。 【関係条例の一部改正（引用条項の整理等）】 ・長浜市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例 ・長浜市手数料条例 ・長浜市債権管理条例 【施行日】令和 5 年 4 月 1 日
総務課	<u>議案第 108 号 長浜市情報公開・個人情報保護審査会条例の制定について</u> 長浜市個人情報の保護に関する法律施行条例の制定に伴い、長浜市情報公開審査会と長浜市個人情報保護審査会を一つに統合した長浜市情報公開・個人情報保護審査会を設置するため、本市条例を制定するものです。

	【主な制定内容】 (1) 所掌事務 審査請求に係る諮問に応じた調査審議、市の情報公開制度及び個人情報保護制度の運営について意見を述べること等 (2) 委員の定数、任期、守秘義務等 定数は5人以内とし、任期は2年とする。なお、現任期の残任期間（令和6年3月31日まで）を引き継ぐ。 (3) 審査請求についての調査審議に係る権限、手続等 (4) 委員の守秘義務違反に対する罰則 【施行日】令和5年4月1日
人事課	<u>長浜市職員の定年引上げに伴う関係条例の制定等について</u> 地方公務員法の一部改正に伴い、本市職員の定年が60歳から65歳まで段階的に引き上げられることを踏まえ、職員の定年、給与及び退職手当等に関して必要な事項を定めるため、関係条例の制定等を行うものです。 <u>議案第109号 地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について</u> 引用する条項ずれの修正や用語の整理等の軽微な変更が必要となる条例について、一括して改廃するもの。 【一部改正】(9 条例) ・長浜市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例 ・長浜市職員の分限に関する条例 ・長浜市職員の懲戒の手続及び効果に関する条例 ・長浜市職員の勤務時間、休暇等に関する条例 ・長浜市職員の育児休業等に関する条例 ・長浜市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例 ・長浜市職員旅費支給条例 ・長浜市教育委員会職員退職手当支給条例 ・長浜市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例 【廃止】(1 条例) ・長浜市職員の再任用に関する条例 【施行日】令和5年4月1日 <u>議案第111号 長浜市職員定数条例の一部改正について</u> 【改正内容】 定年引上げ、災害対応、大規模事業等の真にやむを得ない事由があるときは、当分の間、定数を一定の範囲内（10分の1）で加えることができるものとする。 【施行日】令和5年4月1日 <u>議案第112号 長浜市職員の定年等に関する条例の一部改正について</u>

【主な改正内容】

(1) 定年の引上げ

令和 5 年度から 2 年ごとに 1 歳ずつ定年を引き上げる。

年度	R4	R5～R6	R7～R8	R9～R10	R11～R12	R13～
定年	60 歳	61 歳	62 歳	63 歳	64 歳	65 歳

(2) 役職定年（管理監督職勤務上限年齢制）

管理職にある職員は、役職定年（60 歳）到達の翌年度以降は、管理職以外の職（主幹等）として任用する。

(3) 短時間勤務（定年前再任用短時間勤務制）

60 歳に達した日以降に退職した職員を選考により短時間勤務の職に採用する制度を設ける。

(4) 情報提供、意思確認

対象となる職員への情報提供や意思確認について規定する。

(5) 暫定再任用職員

定年引上げ期間中の暫定再任用職員（現行の再任用制度と同様の制度）について規定する。

【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日

議案第 115 号 長浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

【主な改正内容】

(1) 役職定年（60 歳）到達の翌年度以降の給料月額

区分	61 歳以降の給料月額
ア 常勤職員	60 歳に到達した年度の給料月額の 7 割に相当する額とする。
イ 定年前再任用 短時間勤務職員	職務の級に応じた額（定年前再任用短時間勤務職員の給料表を適用）を勤務時間で按分する。

(2) 暫定再任用職員の給与

再任用制度の廃止に伴い、令和 13 年度末までの暫定措置として規定される暫定再任用職員の給与に関して附則で規定する。

【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日

議案第 116 号 長浜市職員退職手当条例等の一部改正について

職員の定年引上げに伴う所要の改正（下記（1）～（3））のほか、国家公務員退職手当法の運用方針の一部改正に伴う会計年度任用職員の退職手当の適用要件の緩和（下記（4））を行うものです。

【主な改正内容】

(1) 61 歳以降の退職手当の算定理由

60 歳以後定年前に退職した者（非違による場合を除く。）の退職手当は、その理由を「定年退職」として算定する。（医師・歯科医師は除く。）

(2) 「ピーク時特例」の適用

「7 割措置給料月額」（議案第 115 号（1）ア）により退職手当の水準が低

	くならないよう、「ピーク時特例」を適用し、60 歳到達時の給料月額を基礎とする。 (3) 早期退職制度の継続 対象年齢（45 歳以降）と割増率（59 歳まで年 3%割増等）は、現行の制度を継続する。 (4) フルタイム会計年度任用職員の退職手当支給要件の緩和 退職手当の支給要件となる職員とみなすための勤務日数を緩和する。 現 行：ひと月に 18 日以上 改正後：ひと月に 18 日以上（ただし、ひと月の日数（長浜市の休日を定める条例第 1 条第 1 項各号に掲げる日の日数は算入しない。）が 20 日に満たない場合にあつては、18 日から 20 日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数以上とする。） （例） <table><tr><th>要勤務日数</th><th>20 日との差</th><th>日数算定</th><th>職員みなし日数</th></tr><tr><td>19 日</td><td>1 日</td><td>(18 日)－(1 日)</td><td>17 日</td></tr><tr><td>18 日</td><td>2 日</td><td>(18 日)－(2 日)</td><td>16 日</td></tr></table> 【施行日】(1) ～ (3) 令和 5 年 4 月 1 日 (4) 令和 5 年 1 月 1 日	要勤務日数	20 日との差	日数算定	職員みなし日数	19 日	1 日	(18 日)－(1 日)	17 日	18 日	2 日	(18 日)－(2 日)	16 日
要勤務日数	20 日との差	日数算定	職員みなし日数										
19 日	1 日	(18 日)－(1 日)	17 日										
18 日	2 日	(18 日)－(2 日)	16 日										
人事課	議案第 110 号 長浜市事務分掌条例の一部改正について 議案第 119 号 長浜市役所支所設置条例の廃止について 市民ニーズや行政課題に機動的に対応できるよう組織体制を整備するとともに、北部地域振興及び市民サービス窓口の基盤強化等に向け新たな事務執行体制を創設するため、本市条例の一部改正等を行うものです。 【内容】 (1) 未来創造部の設置 政策デザイン課、未来子ども若者局、北部政策局、デジタル行政推進局を配置する。 (2) 歴史文化に係る事務分掌の整理 観光振興課と歴史遺産課（文化財保護を除く）を一体化した「文化観光課」を産業観光部内に配置する。 (3) 下水道事業部及びデジタル行政推進局の廃止 それぞれ都市建設部・未来創造部の部内局とする。 (4) 北部振興局及び支所の体制変更 現行の北部振興局の各課（室）は、それぞれ所管している事務分掌をもって本庁各部局の課・室として配置する。また、各支所は市民生活部くらし窓口課が所管する。 【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日												
人事課	議案第 113 号 長浜市長、副市長及び教育長の給与等に関する条例の一部改正について 特別職の職員の給与に関する法律の改正内容に準じて、本市特別職の期末手当												

	の支給月数を改定するため、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 特別職の職員に対する期末手当の支給月数を 0.05 月分引き上げる。 現行：年間 3.25 月分 ⇒ 3.30 月分（+0.05 月） <table><tr><td>期末手当</td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td></tr><tr><td>令和 4 年度</td><td>1.625 月（支給済み）</td><td>1.675 月（現行+0.05 月）</td></tr><tr><td>令和 5 年度以降</td><td>1.65 月</td><td>1.65 月</td></tr></table> 【その他】 長浜市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例は、本条例の規定を引用していることから、今改正により、議員の期末手当の支給月数が同時に改正されます。 【施行日】 令和 5 年 1 月 1 日 ※令和 4 年 12 月 1 日に遡及して適用 ただし、令和 5 年度以降支給分は令和 5 年 4 月 1 日施行	期末手当	6 月期	1 2 月期	令和 4 年度	1.625 月（支給済み）	1.675 月（現行+0.05 月）	令和 5 年度以降	1.65 月	1.65 月						
期末手当	6 月期	1 2 月期														
令和 4 年度	1.625 月（支給済み）	1.675 月（現行+0.05 月）														
令和 5 年度以降	1.65 月	1.65 月														
人事課	議案第 114 号 長浜市職員の給与に関する条例等の一部改正について 令和 4 年の国家公務員の給与改定に関する人事院勧告を踏まえ、本市一般職職員の給与改定を行うため、本市において関係する 3 件の条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 (1) 給料表の改定 ①30 歳台半ばまでの職員が在職する号俸を中心に給料月額を引き上げる。 （行政職給料表の平均改定率は 0.23%、平均改定額は 755 円） ②勤勉手当の支給割合を 0.10 月分引き上げる。 期末勤勉手当 現行：年間 4.30 月 ⇒ 改正案：4.40 月（+0.10 月） <table><tr><td></td><td>6 月期</td><td>1 2 月期</td></tr><tr><td>令和 4 年度 期末手当</td><td>1.20 月（支給済み）</td><td>1.20 月（改定なし）</td></tr><tr><td>勤勉手当</td><td>0.95 月（支給済み）</td><td>1.05 月（現行+0.10 月）</td></tr><tr><td>令和 5 年度 期末手当</td><td>1.20 月</td><td>1.20 月</td></tr><tr><td>以降 勤勉手当</td><td>1.00 月</td><td>1.00 月</td></tr></table> (2) 特定任期付職員の給与改定 上記(1)と同様に人事院勧告を踏まえて給料月額を引き上げる。 (3) 会計年度任用職員の給与改定 会計年度任用職員の給与体系は、正規職員の給料表を採用していることから、上記(1)①と同様に給料月額を引き上げる。 【施行日】 (1)(2) 令和 5 年 1 月 1 日 ※令和 4 年 4 月 1 日に遡及して適用 ただし、(1)②の令和 5 年度以降支給分は令和 5 年 4 月 1 日施行 (3) 令和 5 年 4 月 1 日		6 月期	1 2 月期	令和 4 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）	勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行+0.10 月）	令和 5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月	以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月
	6 月期	1 2 月期														
令和 4 年度 期末手当	1.20 月（支給済み）	1.20 月（改定なし）														
勤勉手当	0.95 月（支給済み）	1.05 月（現行+0.10 月）														
令和 5 年度 期末手当	1.20 月	1.20 月														
以降 勤勉手当	1.00 月	1.00 月														
生涯学習文化課	議案第 117 号 長浜市市民文化ホール条例の一部改正について 余呉文化ホールについて、令和 5 年 3 月末をもって文化ホールとしての施設活															

	用を終了し、普通財産化することに伴い、本市条例の一部を改正するものです。 【改正内容】 余呉文化ホールに関係する条項及び別表中当該ホールに係る規定を削除する。 【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日
湖北病院管理課	議案第 118 号 長浜市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について 限られた医療・介護資源を有効に活用し、医療・介護が一体となって包括的・継続的なサービス提供体制を構築することを目的として、介護老人保健施設湖北やすらぎの里を長浜市病院事業に編入して運営するため、本市条例の一部を改正するものです。併せて、介護老人保健施設条例等の関係条例を廃止します。 【改廃内容】 (1) 介護老人保健施設事業の規定 湖北病院の附帯事業として、介護老人保健施設が行う介護保険施設サービスなど 6 事業を規定する。 (2) 介護老人保健施設事業における介護報酬上の算定及び利用料等を規定する。 (3) 関係条例の改廃 (一部改正) 長浜市職員の特殊勤務手当支給に関する条例 (廃止) 地方公営企業法の規定を適用する事業の出納その他の会計事務及び決算に係る権限を会計管理者に行わせる条例 (廃止) 長浜市介護老人保健施設条例 【施行日】 令和 5 年 4 月 1 日

その他の事件関係

所管課	内 容
政策デザイン課	議案第 120 号 長浜市総合計画第 3 期基本計画の策定について 長浜市総合計画第 3 期基本計画を策定するにあたり、長浜市議会の議決すべき事件等に関する条例第 3 条の規定に基づき、議会の議決を求めるものです。
契約管理課 (教育総務課)	議案第 121 号 工事請負契約について 契約の目的 : 浅井中学校南校舎長寿命化改修工事 (建築) 契約の方法 : 一般競争入札 契約の金額 : 748, 000, 000 円 契約の相手方: 長浜市八幡東町237番地 株式会社材信工務店 代表取締役 伊藤 浩 議案第 122 号 工事請負契約について 契約の目的 : 浅井中学校南校舎長寿命化改修工事 (電気設備) 契約の方法 : 一般競争入札 契約の金額 : 168, 740, 000 円

	契約の相手方：長浜市口分田町74番地3 川一電機株式会社 代表取締役 川瀬 修
観光振興課 スポーツ振興課 歴史遺産課 農業振興課 都市計画課 市民活躍課 地域医療課 長寿推進課	<u>議案第 123 号～第 135 号 指定管理者の指定について</u> 地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき、指定管理者を指定することについて、議会の議決を求めるものです。 それぞれの公の施設の名称、指定管理者及び指定期間は別紙のとおりです。 <u>議案第 123 号 長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 124 号 己高庵の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 125 号 高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 126 号 東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 127 号 北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 128 号 奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 129 号 海道・あぢかまの宿関連施設の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 130 号 永原駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 131 号 南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> <u>議案第 132 号 虎姫まちづくりセンター等の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 133 号 湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 134 号 浅井地区診療所の指定管理者の指定について</u> <u>議案第 135 号 余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について</u>

報告関係

・指定専決処分した事項について（報告） 地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づく指定専決処分の報告 損害賠償の額を定めることについて 1 件 除雪車による物損事故（1 件） 訴訟上の和解について 1 件 控訴の提起について 1 件 訴えの提起について 1 件
--

別 紙

議案第 123 号～第 135 号 指定管理者の指定について

所管課	内容
観光振興課	<u>議案第 123 号 長浜鉄道スクエアの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：長浜鉄道スクエア 指定管理者の名称等：長浜市北船町 3 番 24 号 えきまちテラス長浜 公益社団法人長浜観光協会 会長 岸本 一郎 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで <u>議案第 124 号 己高庵の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：己高庵 指定管理者の名称等：長浜市木之本町木之本 1757 番地 2 株式会社ふるさと夢公社きのもと 代表取締役 岩根 博之 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日まで
スポーツ振興課	<u>議案第 125 号 高月地区スポーツ施設の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：高月運動広場運動場、高月運動広場体育館、高月運動広場テニスコート 指定管理者の名称等：長浜市高月町東柳野 3 番地 1 高月総合型スポーツクラブピース 代表 常陸 和宏 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
歴史遺産課	<u>議案第 126 号 東アジア交流ハウス雨森芳洲庵の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：東アジア交流ハウス雨森芳洲庵 指定管理者の名称等：長浜市高月町雨森 1193 番地 雨森自治会 会長 田中 英昭 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで <u>議案第 127 号 北淡海・丸子船の館の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：北淡海・丸子船の館 指定管理者の名称等：長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで

農業振興課	<u>議案第 128 号 奥びわ湖水の駅の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：奥びわ湖水の駅 指定管理者の名称等：長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
都市計画課	<u>議案第 129 号 海道・あぢかまの宿関連施設の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：海道・あぢかまの宿、長浜市近江塩津駅前駐車場、長浜市近江塩津駅前駐輪場所 指定管理者の名称等：長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで <u>議案第 130 号 永原駅コミュニティハウス関連施設の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：永原駅コミュニティハウス、長浜市永原駅前駐輪場所 指定管理者の名称等：長浜市西浅井町大浦 1098 番地 4 有限会社西浅井総合サービス 代表取締役 佃 光広 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで
市民活躍課	<u>議案第 131 号 南郷里まちづくりセンターの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：南郷里まちづくりセンター 指定管理者の名称等：長浜市新栄町 1065 番地 2 南郷里地域づくり協議会 会長 伊吹 浩 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで <u>議案第 132 号 虎姫まちづくりセンター等の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：虎姫まちづくりセンター、虎姫運動広場運動場、虎姫運動広場体育館、虎姫運動広場テニスコート 指定管理者の名称等：長浜市田町 108 番地 虎姫地域づくり協議会 会長 山内 健次 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

	<u>議案第 133 号 湖北まちづくりセンター等の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：湖北まちづくりセンター、湖北文化ホール、湖北図書館、山 本山運動広場運動場、山本山運動広場体育館、湖北体育館 指定管理者の名称等：長浜市湖北町海老江 276 番地 特定非営利活動法人学びの里湖北 理事長 小林 邦男 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
地域医療課	<u>議案第 134 号 浅井地区診療所の指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：浅井診療所、浅井東診療所 指定管理者の名称等：北海道札幌市東区北四十一条東十五丁目 1 番 18 号 医療法人北海道家庭医療学センター 理事長 草場 鉄周 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで
長寿推進課	<u>議案第 135 号 余呉デイサービスセンターの指定管理者の指定について</u> 公の施設の名称：余呉デイサービスセンター 指定管理者の名称等：彦根市野田山町 1098 番地 社会福祉法人大樹会 理事長 片山 紀子 指定期間：令和 5 年 4 月 1 日から令和 10 年 3 月 31 日まで

第100号 令和4年度長浜市一般会計補正予算(第10号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	55,879,775	12,695,160	864,800	3,882,873	38,436,942
12月補正予算額(第10号)	20,476	310,699	0	▲ 12,724	▲ 277,499
					財政調整基金: ▲277,499
補正後予算額	55,900,251	13,005,859	864,800	3,870,149	38,159,443

1. 新型コロナウイルス感染症緊急ぐらし・経済対策に関するもの

20,476

○しょうがい者地域生活支援事業	しょうがい福祉サービス事業所への食材費高騰対策支援、衛生材料（紙おむつ）支給券の追加給付	2,535【国:2,499】
○放課後児童クラブ運営事業	民間放課後児童クラブへの光熱費増加に対する支援	1,140【国:595】 【県:545】
○子育て世帯応援事業	子育て世帯応援給付金の対象者の追加（対象者1人あたり1万円）	5,297【国:191,996】
○高齢者地域生活支援事業	衛生材料（紙おむつ）支給券の追加給付	2,999【国:2,802】
○高齢者福祉事務経費	介護保険サービス（施設入所）事業所への食材費高騰対策支援	8,505【国:8,505】
※新型コロナウイルス感染症対応 地方創生臨時交付金	財源更正 （持続可能な農業経営支援事業） （緊急経済対策事業）	0【国:103,757】 【好循環基金:▲12,724】

【参考】

基金略称	基金名称
好循環基金	環境と社会経済の好循環創造基金

■繰越明許費

○子育て世帯応援事業	子育て世帯応援給付金の対象者の追加	5,000 健康福祉部子育て支援課
------------	-------------------	-------------------

第101号 令和4年度長浜市一般会計補正予算(第11号)の概要

一般会計

(単位:千円)

区 分	予 算 額	財 源 内 訳			
		国県支出金	市債	その他	一 般
現計予算額	55,900,251	13,005,859	864,800	3,870,149	38,159,443
12月補正予算額(第11号)	232,139	162,770	65,700	6,214	▲ 2,545
					財政調整基金: ▲2,545
補正後予算額	56,132,390	13,168,629	930,500	3,876,363	38,156,898

1. 年度内に新たに予算措置が必要となったもの

106,239

○職員給与費	人事院勧告の反映及び異動等によるもの	▲ 35,459
○情報システム運用管理事業	行政情報ネットワーク運用支援業務委託	2,749
○しょうがい福祉事務経費	しょうがい福祉システム改修	1,144【国:572】
○地域介護・福祉空間整備事業	地域介護・福祉空間整備事業補助金の追加	19,484【国:19,484】
○児童手当支給事業	児童手当システム改修	2,310【国:2,310】
○農業集落排水事業特別会計繰出金	消費税執行見込額等増額に伴う繰出金の増加	8,154
○商工振興事務経費	ふるさと寄附事務業務委託料の追加	21,748
○宿泊・滞在型観光推進事業	(仮称)長浜450年祭のPRに要する経費	4,598【協働基金:4,598】
○地域整備事業	消雪河川水取水施設整備工事(上丹生地区)	47,000【県:47,000】
○地域振興事業	八田部発生土受入地跡地利活用計画策定業務委託	13,000【県:13,000】
○公共下水道事業会計負担金	公共汚水ます設置工事等に伴う補助金等の増加	13,450
○中学校校舎等維持管理経費	浅井中学校長寿命化改修工事	900【国:218】 【市債:200】 【教育基金:101】
○長浜城歴史博物館管理運営事業	長浜450年特別企画展のPRに要する経費及び常設 ライトアップ照明のLED改修工事	2,655【協働基金:655】
○国スポ障スポ開催対策事業	長浜文化芸術会館への執務室移転に要する経費	4,506

2. 災害復旧に関するもの

125,900

○農業用施設災害復旧事業	8月豪雨により被災した農業用施設の災害復旧	101,000【県:63,586】 【市債:57,200】 【その他:860】
○道路橋梁災害復旧事業	8月豪雨により被災した市道奥川並線の災害復旧	24,900【国:16,600】 【市債:8,300】

【参考】

基金略称	基金名称
協働基金	協働でつくる長浜まちづくり基金
教育基金	教育施設整備基金

■繰越明許費

○戸籍住民基本台帳管理事務経費	戸籍総合システム改修	7,063 市民生活部市民課
○農業用施設災害復旧事業	8月豪雨により被災した農業用施設の災害復旧	101,000 産業観光部森林田園整備課
○雪寒対策費	消雪河川水ポンプ修繕(木之本町大見地区)	18,000 都市建設部道路河川課
○橋梁長寿命化事業	中島橋他橋梁補修工事及び施工管理業務委託	206,300 都市建設部道路河川課
○地域整備事業	消雪河川水取水施設整備工事(上丹生地区)	143,000 北部振興局建設課 丹生ダム対策室
○道路橋梁災害復旧事業	8月豪雨により被災した市道奥川並線の災害復旧	24,900 北部振興局建設課 丹生ダム対策室

■債務負担行為

○国スポ障スポ開催関連事務機器リース業務(R5~R7)	3,954 市民協働部スポーツ振興課
○リウマチ医療体制整備業務(R5~R7)	45,000 健康福祉部地域医療課

○南郷里まちづくりセンター指定管理料(R5～R9)	67,755	市民協働部市民活躍課
○虎姫まちづくりセンター等指定管理料(R5～R9)	106,085	市民協働部市民活躍課
○湖北まちづくりセンター等指定管理料(R5～R9)	137,980	市民協働部市民活躍課
○高月地区スポーツ施設指定管理料(R5～R9)	45,390	市民協働部スポーツ振興課
○東アジア交流ハウス雨森芳洲庵指定管理料(R5～R9)	25,960	市民協働部歴史遺産課
○北淡海・丸子船の館指定管理料(R5～R7)	12,210	市民協働部歴史遺産課
○長浜鉄道スクエア指定管理料(R5～R9)	13,250	産業観光部観光振興課
○己高庵指定管理料(R5～R6)	12,256	産業観光部観光振興課
○海道・あぢかまの宿関連施設指定管理料(R5～R7)	16,320	都市建設部都市計画課
○永原駅コミュニティハウス関連施設指定管理料(R5～R7)	19,089	都市建設部都市計画課

特別会計

第102号 長浜市国民健康保険特別会計(直診勘定)補正予算(第2号)	【債務負担行為】浅井地区診療所指定管理料(R5～R9)	199,655
第103号 長浜市農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)	消費税執行見込み及び市債利率見直し等による増減	2,114
	電気料の増額	8,640

企業会計

第104号 長浜市病院事業会計補正予算(第3号)	[市立長浜病院]光熱費及び診療材料費の増額	418,155
	[市立長浜病院]リニアック更新業務	16,000
	[長浜市立湖北病院]光熱費の増額	15,536
第105号 長浜市老人保健施設事業会計補正予算(第2号)	光熱費の増額	2,418
第106号 長浜市公共下水道事業会計補正予算(第1号)	消費税執行見込み及び市債利率見直し等による増減	27
	公共汚水ます設置工事等	13,450